

令和 8 年度 高齢者の定期予防接種（接種費用一部公費負担）のお知らせ

季節性インフルエンザ

新型コロナウイルス感染症

▶毎年発生するインフルエンザや新型コロナウイルス感染症に感染した場合、多くの方は自然に治りますが、基礎疾患がある方や高齢者の方は重症化することがあります ▶接種を希望される場合は、流行前（12 月中旬）までに実施医療機関で予約の上、接種を受けておきましょう ▶医療機関によっては一部取扱いしていないこともありますので、市ホームページ（HP）もあわせてご確認ください ▶これらは、個人予防目的で行う予防接種です。接種義務はありませんので接種を希望される場合に限り、接種を受けることができます。対象の方の意思が確認できない場合は接種できません

実施期間・接種回数

季節性インフルエンザ（1 回）：令和 8 年 9 月 24 日から令和 9 年 1 月 31 日新型コロナウイルスワクチン（1 回）：令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日伊丹市マスコット
たみまる

対象者

接種当日に、伊丹市に住民登録があり、接種を希望する次の人

満 65 歳以上の人、満 60 歳～64 歳で、身体障害者手帳 1 級相当の心臓、じん臓、呼吸器の障害か、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害がある人（身体障害者手帳または、診断書の提示が必要） ※例えば満 65 歳以上というのは 65 歳の誕生日の前日から接種できます。

自己負担金

新 型 コ ロ ナ ワ ク チ ン
8,000 円季節性インフルエンザ
1,500 円

ただし、上記対象者のうち、生活保護法による被保護世帯に属する場合は「生活保護受給証明書」を、中国残留邦人等支援法による給付を受けている場合は「支援給付受給証明書」を医療機関へ提出すれば自己負担金免除（無料）となります。（これらの証明書は市福祉事務所で申請すれば交付を受けることができます。）

実施医療機関

市内の実施医療機関
（市外の場合は下記参照）

持ち物

マイナ保険証等

（住所の確認ができるもの）

その他

1. 他の予防接種との接種間隔 それぞれの予防接種間隔に制限はなく、医師にご相談の上、同時接種も可能です。
2. 予防接種済証は大切に保管しましょう。
3. 予防接種は効果もありますが、副反応もあります。接種後 1 週間は体調に注意しましょう。

副反応としては、接種後 30 分以内にショック、じんましん、呼吸困難、血管浮腫などがまれに起こります。また注射部位の赤み、はれ、痛み、かゆみが出ることもあります。発熱、寒気、頭痛、だるさ、下痢、筋肉痛、関節痛、リンパ節症も言われています。通常 2～3 日中に治まります。接種後に入院相当の病気になり、予防接種との関連が疑われる場合、下記までご相談ください。申請により認定された場合、予防接種健康被害救済制度の補償を利用できます。

4. 予防接種は住民登録されている自治体が窓口となります。

- 9 月 30 日までは、市内の実施医療機関に限り接種できます。

- 10 月 1 日以降、伊丹市民がこれらの予防接種を市外の市町にある実施医療機関で受ける場合

⇒阪神 6 市 1 町（尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市、三田市、川西市、猪名川町）の実施医療機関の場合

マイナ保険証など住所の確認できるものを提示すれば、下記での手続きは上記の予防接種に限り不要です。

⇒阪神 6 市 1 町以外の市町の実施医療機関の場合

伊丹市立保健センターで事前に手続きが必要です。市ホームページより電子申請か、電話で申請することもできます。

お問い合わせ

伊丹市立保健センター（母子保健課）

TEL 072-784-8034 FAX 072-784-3281